



令和元年5月7日（火）  
国土交通省関東地方整備局  
荒川上流河川事務所

記者発表資料

**荒川第二・三調節池事業に係る  
環境影響評価調査計画書を縦覧し意見を伺います**

国土交通省関東地方整備局が、埼玉県さいたま市、川越市、上尾市地先で実施する荒川第二・三調節池事業に関して、さいたま市環境影響評価条例（以下、条例）に基づく環境影響評価調査計画書の縦覧を令和元年5月7日（火）から開始し、一般の方々に広く意見を伺います。また、縦覧期間中に調査計画書に関する説明会を関係地域内において開催します。

○荒川第二・三調節池事業について

荒川の治水安全度向上のための抜本的な対策として、広い高水敷の活用した調節池の整備を行うものです。

※事業の概要については別紙－１のとおり

○調査計画書の縦覧

条例第9条の規定により、環境影響評価調査計画書の写しを縦覧します。

縦覧期間：令和元年5月7日（火）から令和元年6月7日（金）まで

※縦覧場所等、詳細については別紙－２のとおり

○説明会の開催

条例第9条の規定により、縦覧期間中に調査計画書に関する説明会を関係地域内において開催します。

※開催場所・日時等の詳細については別紙－３のとおり

○意見書の提出

条例第10条の規定により、調査計画書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書の提出により、これを述べていただくことができます。

意見書の提出期限：令和元年6月21日（金）必着（郵送は当日消印有効）

※提出方法等の詳細については別紙－４のとおり

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会  
埼玉県政記者クラブ・川越新聞記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所

副 所 長

あらき しげる  
荒木 茂

河川環境課 課長

なりた よしのり  
成田 義則

TEL:049-220-0145（直通）

## 荒川第二・三調節池事業について

### ○事業者の氏名及び所在地

事業者の名称： 国土交通省関東地方整備局

代表者の氏名： 関東地方整備局長 石原 康弘

所在地： 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

### ○対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称： 荒川第二・三調節池事業

対象事業の種類： 調節池の設置

対象事業の規模： 面積約760ha（このほか、事業範囲に隣接して工事の施工に必要な敷地を確保）

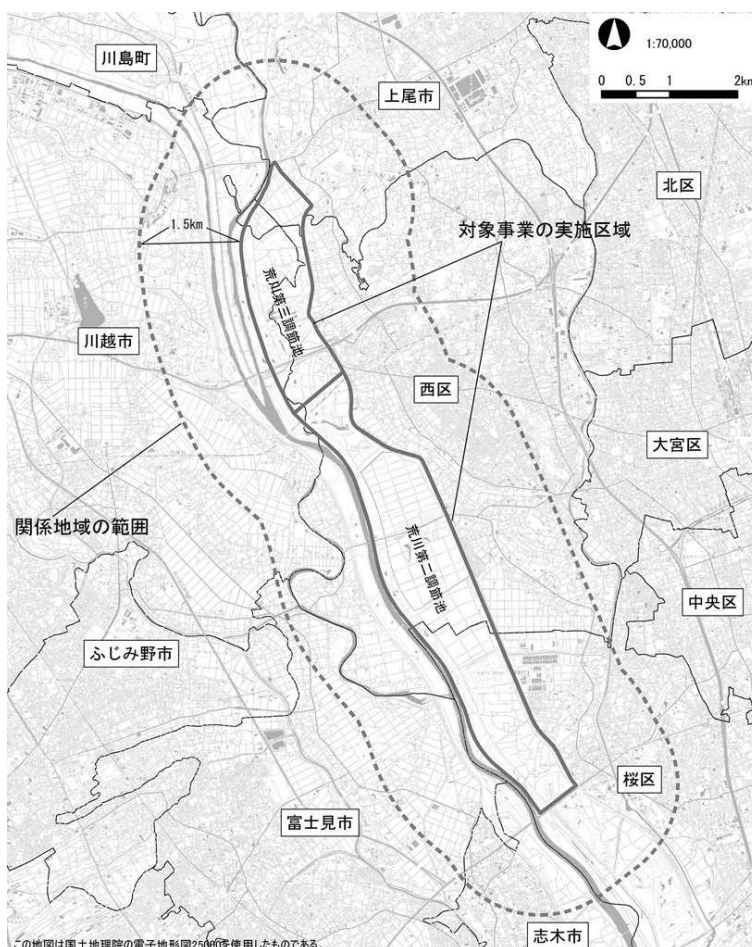
### ○対象事業の実施区域

埼玉県さいたま市、川越市、上尾市（荒川左岸37.2k～48.0k 付近）

### ○関係地域の範囲

埼玉県さいたま市、川越市、上尾市、志木市、富士見市、川島町

（対象事業実施区域の周囲1.5km以内の地域）



## 調査計画書の縦覧について

条例第 9 条の規定により、環境影響評価調査計画書の写しを縦覧します。

### ○調査計画書縦覧の趣旨

「環境影響評価」とは、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表するとともに、環境の保全の見地からの意見を取り入れ、環境の保全のための措置を講じることにより、事業の実施に伴う環境への影響をできる限り少なくしようとするものです。

このうち調査計画書には、事業計画の内容や事業実施区域及びその周辺地域の特性を考慮して、調査、予測及び評価の項目及び方法その他環境影響評価の実施に必要な事項等を記載しています。

調査計画書の縦覧は、環境の保全の見地から、一般の方々に広く意見を求めるため実施するものです。

(調査計画書の主な項目)

- ①事業者の名称及び住所
- ②対象事業の名称、目的及び概要
- ③環境影響評価の調査項目
- ④調査方法
- ⑤環境の保全についての配慮事項

### ○調査計画書の名称

荒川第二・三調節池事業環境影響評価調査計画書

### ○縦覧場所

- (1)さいたま市 環境対策課（さいたま市浦和区常盤6-4-4、さいたま市役所7階）
- (2)さいたま市内 各区役所 情報公開コーナー
- (3)さいたま市内 各図書館、馬宮公民館、植水公民館、大久保公民館、大久保東公民館
- (4)関係自治体

川越市 環境政策課（川越市元町1-3-1、川越市役所本庁舎5階）

上尾市 環境政策課（上尾市本町3-1-1、上尾市役所5階）

志木市 環境推進課（志木市中宗岡1-1-1、志木市役所5階）

富士見市 環境課（富士見市大字鶴馬1800-1、富士見市役所2階）

川島町 町民生活課（比企郡川島町大字下八ツ林870番地1、川島町役場1階）

この調査計画書に関する上記の情報は、さいたま市ホームページでもご覧いただけます。

さいたま市ホームページ <https://www.city.saitama.jp/001/009/007/p064783.html>

### ○縦覧期間及び時間

期間：令和元年 5 月 7 日（火）から令和元年 6 月 7 日（金）まで

時間：縦覧場所(1)、(2)は午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。ただし土・日曜日及び休日を除きます。

縦覧場所(3)については、各館にお問い合わせください。

縦覧場所(4)は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし土・日曜日及び休日を除きます。

## 説明会の開催について

条例第9条の規定により、縦覧期間中に調査計画書に関する説明会を関係地域内において開催します。

### ○開催場所・日時

- ①プラザウエスト 4階 視聴覚室  
埼玉県さいたま市桜区道場4丁目3番1号  
令和元年5月15日(水) 午後7時から午後8時30分まで(予定)
  
- ②プラザウエスト 4階 視聴覚室  
埼玉県さいたま市桜区道場4丁目3番1号  
令和元年5月19日(日) 午前10時から午前11時30分まで(予定)
  
- ③馬宮コミュニティセンター 2階 多目的ホール  
埼玉県さいたま市西区大字西遊馬533-1  
令和元年5月16日(木) 午後7時から午後8時30分まで(予定)
  
- ④馬宮コミュニティセンター 3階 第2+3+4集会室  
埼玉県さいたま市西区大字西遊馬533-1  
令和元年5月26日(日) 午前10時から午前11時30分まで(予定)
  
- ⑤上尾市コミュニティセンター 2階 第2集会室  
埼玉県上尾市柏座4丁目2番3号  
令和元年5月17日(金) 午後7時から午後8時30分まで(予定)
  
- ⑥古谷公民館 1階 会議室  
埼玉県川越市大字古谷上3830番地2  
令和元年5月22日(水) 午後6時から午後7時30分まで(予定)
  
- ⑦南畑公民館 多目的ホール  
埼玉県富士見市上南畑306-1  
令和元年5月23日(木) 午後6時から午後7時30分まで(予定)
  
- ⑧宗岡第二公民館 4階 401会議室・402会議室  
埼玉県志木市上宗岡1-5-1  
令和元年5月24日(金) 午後7時から午後8時30分まで(予定)

※説明会参加の事前申し込みは必要ありませんが、席数に限りがありますのであらかじめご了承下さい。

※取材の受付は説明会開始30分前から行います。取材は、担当者の指示によりお願いします。

## 意見書の提出について

条例第１０条の規定により、調査計画書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書の提出により、これを述べていただくことができます。

### ○提出期限

令和元年６月２１日（金）必着（郵送は当日消印有効）

### ○提出方法

ご意見は、郵送（当日消印有効）、FAX、電子メールいずれかの方法で、下記提出先までご提出ください。また、下記①～③を必ずご記載ください。

- ①氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所地）
- ②意見書の対象である事業の名称
- ③調査計画書についての環境の保全の見地からの意見

※意見は日本語により、意見の理由も含めて記載して下さい。

縦覧場所に意見書の用紙が置いてありますのでご利用ください。

①～③が記入してあれば、任意の用紙でも結構です。

### （提出いただいた意見の取り扱い）

提出いただいた意見は、意見の概要として取りまとめ、さいたま市長へ送付します。また、氏名等の個人情報については非公開としたうえで、荒川上流河川事務所ホームページで公表します。

### （注意事項）

- 1) ご記入いただきました個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。
- 2) 電話でのご意見は受け付けておりません。
- 3) 皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- 4) 調査計画書について環境の保全の見地からの意見以外のもの、期限までに到着しなかったもの、上記意見書の提出方法に沿わない形で提出されたものについては無効といたします。

### ○提出先

国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所 河川環境課 宛

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町3-12

電話：049-220-0145

FAX：049-247-9850

メール：[ktr-kankyo-tyousetu@mlit.go.jp](mailto:ktr-kankyo-tyousetu@mlit.go.jp)